



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月16日 (水曜日) 号外 第 29 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁
○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1	

規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第29号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年宮崎県規則第69号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する調達契約をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 6 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格の公示等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第 4 条 特定調達契約につき一般競争入札に付しようとするときは、財務規則第 120 条の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前 (一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前) に、県公報により公告しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 調達契約 特例政令第 2 条第 4 号に規定する調達契約をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(競争入札参加者の資格の公示等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>財務規則第 119 条第 1 項又は第 132 条第 1 項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>知事は、前項の審査の結果資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認められた理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第 4 条 特定調達契約につき一般競争入札に付しようとするときは、財務規則第 120 条の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前 (一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行うこととした) 一般競争入札については、24 日前) に、県公報により公告しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮する</p>

2 [略]

（一般競争入札の公告事項）

第 5 条 前条第 1 項の規定による公告は、財務規則第 121 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても行わなければならない。

(1) [略]

(2)～(4) [略]

（指名競争入札の入札者への通知）

第 7 条 特定調達契約につき財務規則第 134 条の規定により入札者を指名したときは、財務規則第 135 条の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により公示を行わなければならない事項（財務規則第 121 条第 2 号に掲げる事項及び前条第 2 項に規定する要件を除く。）を入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24 日前）に入札者に通知しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第 11 条 特例政令第 8 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 5 条又は第 6 条第 2 項の規定により公告又は公示を行わなければならない事項（第 5 条第 2 号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) [略]

(6) [略]

（記録の作成及び保管）

第 15 条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定調達契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

ことができる。

2 [略]

（一般競争入札の公告事項）

第 5 条 前条第 1 項の規定による公告は、財務規則第 121 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても行わなければならない。

(1) [略]

(2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(3)～(5) [略]

（指名競争入札の入札者への通知）

第 7 条 特定調達契約につき財務規則第 134 条の規定により入札者を指名したときは、財務規則第 135 条の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により公示を行わなければならない事項（財務規則第 121 条第 2 号に掲げる事項及び前条第 2 項に規定する要件を除く。）を入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行うこととした指名競争入札については、24 日前）に入札者に通知しなければならない。この場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第 11 条 特例政令第 8 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 5 条又は第 6 条第 2 項の規定により公告又は公示を行わなければならない事項（第 5 条第 3 号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) [略]

(6) 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年宮崎県条例第 47 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) [略]

（記録の作成及び保管）

第 15 条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定調達契約の内容等必要な記録を作成し、少なくとも 3 年間保管するものとする。電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合も、同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。